

～ 知っておけば準備ができる ～

# 相続が「争族」にならないための基本知識

裁判所に持ち込まれる遺産分割トラブルは、資産が「1000万円以下が約3割、1000～5000万円が約4割」という事実をご存知ですか？ 本講座の講師も、実際にその経験をし、それがキッカケで相続や事業承継の仕事を始めました。

相続の基本とお金まわりの話を事前に知っておくことで、「争族」や「争続」を避けることができます。

親がご存命の方、さらに兄弟姉妹がいらっしゃる方は必見です。

「ウチは資産もないし兄弟姉妹も仲良いから大丈夫」  
と安心するのは、このセミナーを聞いてから！



## 講師：黒須靖史

株式会社ステージアップ 代表取締役  
V Sストラテジックコストマネジメント合同会社 事業推進役  
経産省登録 中小企業診断士、中小企業大学校講師、相続診断士

- 基礎編：法定相続人と相続額、遺言、遺産分割協議、遺留分、死亡保険金、相続税 など
- 応用編：信託、生前贈与、不動産、小規模宅地 など

■日 時：平成30年10月14日(日) 13時00分～15時30分

■会 場：中央区立「久松町区民館」

最寄駅：人形町、東日本橋

東京都中央区日本橋久松町1番2号

※和室ですので座りやすい服装でお越しください

■受講料：1,000円

■定 員：10名（定員になり次第締め切らせていただきます）

※お申込み、お問合せは[こちら](#)↓をクリック 又は

<https://kokucheese.com/event/index/537805/>



【クイズ】Aさん(男性)が亡くなった場合、下記の方は、法律上の相続人（法定相続人）に当てはまるでしょうか？ 印をつけてください

○：必ず相続人、△：場合によって相続人、×：相続人にはならない

Aさんの妻、 Aさんの父親、 Aさんの弟、 Aさんの次女、 Aさんの三男の孫、  
Aさんの長女の夫、 Aさんの従兄弟、 Aさんの次男(没)の妻、 Aさん夫妻の養子、  
Aさんの隠し子(非嫡出子)、 Aさんの長女(没)の次男(没)の妻、 Aさんの兄の次男、  
Aさんにお金を貸している友人、 Aさんが公正証書遺言に「財産を遺贈する」とした友人

【主催】 株式会社ステージアップ